

令和4年第7回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年7月8日(木) 午後1時45分

2 閉会 令和4年7月8日(木) 午後3時53分

3 場所 総合福祉センター2階 技能習得室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

守安 淳市	池上 次男	竹内 功次	長代 悦和
大月 泉	藤井 久美		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義	次長 岡中 芳浩	主査 萬成 教雄	主任 新谷 紗季子
----------	----------	----------	-----------

7 議事録署名委員

9番委員 10番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第29号 総社市所有公有財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時45分

(会長) それでは、只今より令和4年第7回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が6名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、9番委員、10番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第26号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

(農地担当) 今回、10番の件につきまして申請人が市外の方でして、慣例によりまして聞き取り調査を行うために今回の総会にお呼びしております。この件につきまして、審議の進め方を次のようにします。まず、地元委員さんより該当農地の現状、耕作状況等についてご説明をいただきます。その後、申請人に入室していただき、申請人への質疑応答に入ります。質疑が出尽くした後、申請人は退出していただき、通常の審議に入るようにします。

【受付番号10番】

(農地担当) それでは10番、清音軽部の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) ここの現地は、1筆は、現在草が生えており、1筆は、田植えをしています。詳細は、藤井委員から報告します。

(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。

(藤井委員) 現状の2筆ですが、1筆が昨年まで営農組合が作付けしていましたが、今年はこの話があったので作付けしていません。ここは3方が道路で西側は水田です。もう一筆の●●●番については、この話が出た時には、もう苗などの準備をしていたので田植えを済ませている状況です。収穫後に名義を変えていくようです。本人と話をして、遠いけどどうかと聞いたけど、自分で農業をやりたいと強い思いがあるようです。自宅は中庄で車で20分で来れるようです。農業されるのは、本人、弟、子の家族全員で取り組みたい。農機具については、これから整備していく状況です。全体的には、このような状況ですが、あとは本人に聞いてもらったらと思います。管理さえしっかりしてくれば問題ないと思います。以上です。

(農地担当) ●●●番は、今年が営農組合が収穫までをするということですよ。

(藤井委員) その通りです

(農地担当) それでは、入室してもらってください。

【申請人入室】 14時58分

(農地担当) まず私から基本的な点を数点お聞きします。その後、他の委員から質問をいただき、審議を進めていきますのでよろしくお願ひします。まず、この総会は議事録の作成の都合上、録音しておりますのでご了承ください。それでは、まず、今までの農業経験をふまえて自己紹介をお願いします。

(申請人) 現在、中庄に住んでいる●●と申します。経歴としまして母が果樹が好きで、自宅で桃、マスカットを栽培しておりました。農業をする友達が2、3人おりまして農地を少し借りたり、宅地ですけど耕作をして続けていましたが、耕作地を求めたいということで、車で30分くらいで行ける農地を探しておりました。兄は、三須に住んでおりますし、毎日通って管理が出来る場所としてこの清音に農地を持ちたいと思っています。

(農地担当) 農地取得後の利用計画、作付けなどの説明もよろしくお願ひします。

(申請人) 今のこの畑、田んぼの環境を大きく私に変更してはいけないと思っています。今の現状をできるだけ引き継ぐような形で営農していきたいです。ただ、水稻については経験がありませんので、農機具屋さんと友人が指導してくれると言ってくれているので、指導を仰ぎながらやっていきたいと思っています。

(農地担当) 今回2筆の農地を取得して、これは両方とも水稻ですかね。

(藤井委員) 前作は2筆とも水稻ですが、●●●●については、畑で野菜類という思いがあると申請人は言われていました。

(農地担当) 農機具関係で、現在持っているもの、調達するものの説明をお願いします。

(申請人) 家庭菜園用の耕運機2台、草刈り機がありますが、息子が農業に興味があり、後を引き継ぐということなので、農機具屋の指導を受けて、最終的にはトラクターは新品を購入して、田植え機、コンバインについては、農機具屋がリース可能であるという約束をしておりますので、購入になるかリースになるか、これから学びながら必要なものは購入しなければと考えています。

(農地担当) 委員の方からご質問をいただければと思います。

(6番委員) 賃料は審議に関係ないですが、●●●●は●●円、●●●●は●●円で金額は膨大に高いと思うけど、これで実際農業をしてどうかと思うし、周りの人が増反する時に案外影響するのではないかという感じがします。また、●●●●は、ど真ん中であぜ道はないです。

(申請人) なぜここを購入するかというと、何かあっても鉄道を使って行き来ができるから、将来的に子供たちが管理する上でも、今は中庄駅の近くに家がある。そして管理物件が駅近くにある。これは非常に重要視しました。管理しやすいです。

(6番委員) ここは完全農地ですので、農振除外は一切考えてないと思いますが、その辺の心構えはどうか。ここがあまりにも金額が高いのでご質問しました。

(農地担当) 転用とかは考えていないですか。

- (申請人) はい。
- (3番委員) 農業従事される方は、実際だれですか。
- (申請人) 私、息子、同居している弟が名前を挙げていいということです。あと、主人も前向きです。
- (3番委員) 農業経験がある人はいますか。
- (申請人) 素人ですけど、主人は農林省で米の担当として30何年も勤務して、米を作りたい思いがあるので、是非させていただきたい。米については友人が何人もいるので、いろいろ教えてもらいます。やってみたいという思いがあります。
- (3番委員) この2筆で3反ですけど、米ですか野菜ですか
- (申請人) 今は野菜です。玉ねぎとか枝豆とか時期を追って、玉ねぎは秋から可能かと思ってます。
- (3番委員) かなりの量が出来るけど、販売が出来ないと継続的な事業として出来ないと思うけど、販売はどのように考えてますか。
- (申請人) 清音の組合に参りまして、組合員にさせていただきました。あとは山手のアグリセンターにもお邪魔して、これから収穫が出来た場合に、販売が出来るかご指導を仰ぎたいと思ってます。今は、私の農地ではないので、農家さんやアグリセンターを回って教を乞うている段階です。
- (3番委員) 野菜は従事の頻度が無いといいものできないし、米にしても日常の管理が必要だと思いますが、奥さんは時間的に余裕はありますか。
- (申請人) 私は自営ですが、それはだんだん卒業して、本来自分がやりたかった農業に主人を迎えてやりたい。今までは宅地でやっていたことを農地でさせていただきたい。身内にも3年くらい農家をしている人がいまして、農業を身近に感じています。願わくば農業を夫とやりたいし、息子も農業をやりたい。兄もいて、私は清音が気に入っています。価格は高いですけど、その農地を取得したいと思います。
- (3番委員) 日常的に農業に従事できるのは、奥さんとご主人で、時間的に十分可能だということですか。
- (申請人) はい息子、弟も手伝い出来ます。
- (3番委員) 息子、弟も農業専業で出来るのですか。
- (申請人) 専業ではない。収入は他にあります。農業で今まで培ってきたものをすべて手放すというわけではございません。今までやってきた管理物件はありますから、その管理はします。
- (3番委員) 管理物件といわれると不動産かなんか賃貸をされているのですか。
- (申請人) 持っております。大家です。朝から晩までそこに行って仕事するわけではございません。
- (農地担当) 藤井委員、水稻●●●番の水の関係はどんなですか。
- (藤井委員) 圃場整備されていて100mの道がついていて畔がありません。水口についてはそれぞれの圃場に付いています。一つの田に水を入れると、他の田にも影響してきます。圃場によっては、自分の圃場のそばに波型の板をしている人もいますが、ここは西側に水路があり

ます。その北・東・南については、畔がないので共同で水稻をしなければいけない状況です。管理は自分だけ独自にすることが出来ません。

(農地担当) ここは、通し田でなく合筆しているのですか。

(藤井委員) そうです。

(農地担当) 水を入れるタイミングは、地域と検討してとなるのでしょうか。

(藤井委員) 北の道路べりの田は、水当番で決めているが、●●●番の管理は個人個人になっていますので、隣の田んぼと相談しての管理になると思います。

(農地担当) 水の関係とか地域の溝掃除とかあると思いますが、その辺の協力はいただけるといこととでよろしいか。

(申請人) ●●●番の測量の時に隣接地の所有者が集まった時、必要ならば畔を作らせてくださいと話をしました。今すぐ作るということはありません。

(農地担当) あくまでも必要が生じたらということですね。

(申請人) はい、そうです。

(2番委員) 割田でないのと一緒にやってやらないといけない圃場であるけど、畔をつくれればいいということになるだろうけど、やっぱり地域の方と一緒にやってやらないと、農業が地域の方と協力していただきだいたい思いがあって、それが出来ないと農業委員会としても許可が出来ない立場となります。地域にご迷惑をかけない形でやっていただきたいというのが願いです。

(農地担当) 農機具屋から助言をいただいているということでしたが、それはこの辺のそれとも中庄ですか

(申請人) こっちの農機具屋です。

(農地担当) ほかに何かございませんか。

(委員) なし。

(農地担当) ないようですので、これで質問を終わります。この後、審議をさせていただきますので、本日は、どうもありがとうございました。

【申請人退出】 15時29分

(農地担当) 審議を再開いたします。改めまして地元委員からご意見ありましたらお願いします。

(6番委員) いろいろ意欲的な方と思ったけど、農機具類は導入予定ということですけど、小屋を建てる話はなかったし、中庄から清音駅まで近いという話で、2筆買うことで3反になるから農地を買える話になるけど、その辺は心配しています。●●●番は田植えをしているので、畔を作っていいということとで了解を得ているので問題ないと思うけど、農機具の購入が大変だなというのが私の個人的な意見です。

(藤井委員) 気になるのは、用地を先に確保してされるということが、あまりにも大きいものを購入

されたような気もします。この地区では流動化で農地の貸し借りも出来るので、先にそれをして経験を積んでから購入でもよかったのではないかと気になります。それと、水は十二カ郷用水が三輪から来ます。三輪が終わって1週間程度でこちらに水が回ってきますので川に堰をして水を入れます。その水を入れるタイミングは、この●●●●番については、待ったなしなので、常に圃場を見ていないと、晩に誰かが水を入れだしたら同時に水を入れないといけないので、管理が難しいだろうというのが気になります。それと、もう一つの圃場は、草ぼうぼうになっていて、農機具がないとそこは管理するのが厳しいのではないかと考えています。意欲については、前向きですけど、心配なのは今、言った内容です。

(農地担当) ほかにご意見あったらお願いします。農機具については、トラクターは購入、それ以外の必要なものはリースという話がありましたが、どういう風に管理していくのか金額についても出せる力はあるんでしょうけどいかがでしょうか。

(竹内委員) 農機具については、家から離れているのでどこに保管するのかな。農地に倉庫とか作るのかな。

(2番委員) それは、農機具店とよく連携していきますということだけど、聞き側としては、それが本当かどうかわからないけど、よくそれだけお金をかけて農地を持っていくんだなって感じだけど、本当に農業が好きならそうなのかなと思います。農地を管理してくれて農地を守ってくれたらありがたいです。

(農地担当) 水の件について臨機応変に出来るのか。意欲はある方と思いますが、もし許可となれば、綿密なやり取りを徹底してもらい、臨機応変に動いてもらわないといけない。その辺は、徹底してもらいたいです。他に何かありますか。

(3番委員) ●●●●番は、畔がないですが、1397-2は仕切られた農地になるのですか。

(藤井委員) 北、東が道路、南が道路と住宅があり、西側は100mくらい畔があるか、昨年までは、そことその隣の圃場を一緒に作付けしていました。

(3番委員) この譲受人は、不動産賃貸物件をたくさん持っていると思いますが、賃貸の状況は事業としてどんな状況かわかりますか。

(事務局) その辺は承知していません。

(3番委員) 将来的には、アパートとかでこの農地を利用する可能性があるのかなと思ったのですが、この場所は駅からは近い場所になるのですか。

(藤井委員) どちらとも非常に近いです。

(農地担当) ここは農振ですよ。先ほど申請人の話で転用の考えはないということで、議事録に残せていますし、もし何かあっても除外はかけないだろうと考えています。もしこれを許可するのであれば、地元の委員さん推進さんも含めて、ある程度のケアは必要だと思います。

(11番委員) はっきり言ってだめだとは言えないかなと思います。例えば、条件までは言わないとしても何か念押しをして書状に残すという形が取れないかなと思います。

(農地担当) たしかに現状の材料で否にするには、危ない。なんで否決したのか明確な理由がないの

で難しいかなと思いますが、条件というか助言というか、特に管理について隣接地に迷惑がかかる可能性があるので、ただし書的なことを行う。また、水のタイミングについて隣地の方に迷惑が掛からないようにということを条件というか、地域慣例に則るという形で一文加えての許可という形をとればと思いますが、どうでしょうか。

(藤井委員) 担当地域ですのでなかなか知らん顔できないですし、周り近所から水の管理について、いろいろ聞きますので、それを含めて本人さんに連絡を取って、これから先サポートしていければと思っています。

(農地担当) 農機具屋は、どこだろうか。

(藤井委員) 分かりませんが、本人は自分ですと言ってたが、たとえば、刈り取りだけ委託にすることは可能かなと思います。部分的な管理もありかと思います。そうすれば農機具無しでも当分の間は、出来るのではないかと思います。最初から一気にすべて購入は、リスクがあるのかなと思います。

(農地担当) 当然本人がきちっと出来ればいいですけど、そのままほっておくと周りに迷惑がかかりうる状況であれば、委託も可能であるよという助言はあるべきかと思います。そのようなことを備考に加えて条件化ということにしていきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは採決いたします。10番の件について許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。条件付きで。

(農地担当) それでは、先ほど言った文書を条件として作りまして、その文書を藤井委員に1回確認いただいて、その後に許可ということでお願いします。

【受付番号8番】

(農地担当) 8番、秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) 池上委員と現地確認しました。若干荒れてますが、管理をされて畑状態です。現地は、受人の自宅の近くで、この方は地元ぶどう組合に加入されておりまして、地域農業への理解はあり地元からの信頼も厚い方です。いろいろ情報を聞き取りしまして問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。

(池上委員) ちゃんと管理されておりますので別に問題無いと思われまして。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。8番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

- (農地担当) 続きまして9番、新本の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
(10番委員) 去年、渡人の主人がなくなって、農業が出来ないということで受人にお願いしたいということ。農機具も十分整備されておるし、農業の意欲もあるし、問題ないと思っておりますのでよろしく審議の程お願いします。
(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。
(長代委員) 委員さんと同意見で付け加えることはありません。
(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。9番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号11番】

- (農地担当) 続きまして11番、日羽の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
(2番委員) 現地は、防草シートをしており、受人は娘と一緒にぶどう畑を耕作しており、買うところは、果樹をしていくということで詳細につきましては大月委員よろしくお願いします。
(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。
(大月委員) 6月28日に会長と同席で現地調査しました。本人と娘さんでやる予定ですけど、主は娘さんがやることになっています。よろしく審議の程お願いします。
(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。11番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当) 続きまして12番, 見延の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) 現地は圃場整備しているところです。30年間耕作された譲人の●●さんへ感謝の意を込めて贈与するとのこと。受人は高齢ですが, 長男が20年前交通事故で無くなられている。長男の弟さんが手伝いに来てくださるそうです。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 12番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当) 続きまして14番, 久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) 受人と渡人の関係は, おばさんになるそうです。この農地を受人のお父さんがずっと管理されていたけど, 先日亡くなって相続手続きをしている中で, 実は名義が違っていただけです。で, 今回話をして贈与としてもらうことになったようです。現状は受人と子供さんがちゃんと管理されています。将来的にも問題は何とも思われますので審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。

(竹内委員) 現地を見ましたが, きちっと管理されていました。別に問題無いと思われそうですので, よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 14番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当) 続きまして13番, 清音軽部の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この受人、渡人は親子でして、藤井委員と一緒に渡人と自宅で話をしました。この3筆はすべて営農組合に任せています。実態は、藤井委員からお話願います。

(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。

(藤井委員) 現在、水稻と大豆を植えられていて、後継者として順次息子に受け継いでいきたいとのこと。息子さんは、現在教員をされていますが、自分で作る方向で耕作したいと思われているが、管理出来ないところは渡人がサポートしていくという話でしたので特に問題無いと思われまますので、よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、13番は許可されました。以上で議案第26号の審議は全て終了いたしました。

【議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第27号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号7番】

(農地担当) 7番 真壁の件ですが、関連案件でございますので、31番と32番を一括審議とさせていただきます。7番、31番、32番の現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 去る7月5日におきまして、私と2番委員、10番委員、推進委員の黒瀬委員、大月委員、事務局2名の計7名で現地調査をさせていただきました。7につきまして、北は田、東が田、南は道路、西が水路があつて道路というような状況でございます。31につきまして東が道路、西が水路があつて道路、南が田、北が道路、32につきましては、東が道路、西が水路があつて道路、南が道路、北が田、以上です。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。

(8番委員) 7番、31番、32番ともに用水、排水ともに問題ありません。土砂流出についても問題ありません。また、生活雑排水は、公共下水道に接続します。地元としては問題無いと

考えております

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 7番についてですが、ご報告にもありましたとおり、道路部分のはみ出していたということで始末書の方も提出されております。7, 31, 32番、農地区分ですが、おおむね500m以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地という事で、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。7番, 31番, 32番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。以上で議案第27号の審議は終了いたしました。

【議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第28号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号26番】

(農地担当) これらにつきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 東が駐車場、西が道路、南が宅地、北も宅地という事でございます。以上でございます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。

(14番委員) 場所は上林地内の住宅振興地です。詳細につきましては守安委員より報告します。

(農地担当) それでは守安委員をお願いします。

(守安委員) 7月3日に調査に行きました。用水については、南側にあります。問題ありません。排水についても問題ありません。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、直接道路側溝に流入しないようにします。日照通風は極力支障がないようにします。境界部分については、土留めを設置し流出しないようにします。問題ないと思っておりますので審議をよろし

くお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号27番】

(農地担当) 続きまして27番、南溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 東が道路、西が休耕地、南が道路宅地、北が農業用倉庫がありました。以上です。

(4番委員) それでは、地元委員からの説明をいたします。用水は休耕のため不要です。排水についても問題ありません。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、直接道路側溝に流入しないようにします。日照通風は極力支障がないようにします。境界部分については、土留めを設置し流出しないようにします。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。27番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、27番は許可されました。

【受付番号28番】

(農地担当) 続きまして28番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 東が道路、西が宅地、南が宅地、北は休耕地で田になっていました。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 場所は上林地内の住宅振興地です。詳細につきましては守安委員より報告します。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます守安委員お願いいたします。

(守安委員) 用水は東側にあります。問題ないです。排水についても問題ありません。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、直接道路側溝に流入しないようにします。日照通風は予定建築物は平屋です。極力支障がないようにします。境界部分については、土留めを設置し流出しないようにします。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしく願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。28番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号29番】

(農地担当) 続きまして29番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 東が宅地、西が田、南が田、北は道路です。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 詳細につきましては守安委員より報告します。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます守安委員お願いいたします。

(守安委員) 用水は北側にあります。排水についても問題ありません。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、直接道路側溝に流入しないようにします。日照通風は極力支障がないようにします。境界部分については、土留めを設置し流出しないようにします。1230-4は進入路となります。周りへの支障がないと思いますので審議をよろしく願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、29番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当) 続きまして30番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 東が道路、西が田、南が宅地、北は田です。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は休耕のため不要です。排水についても問題ありません。生活雑排水については、合併浄化槽にて処理し、市道内水路に放流します。日照通風は極力支障がないようにします。境界部分については、土留めを設置し流出しないようにします。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番号33番】

(農地担当) 続きまして33番、金井戸の件につきましては、34番の5条と関連があるので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 33番につきましては、東が田、西が田、南が道路、北は田です。34番は、東が田、西が田、南が道路、北は田です。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は休耕のため不要です。排水についても問題ありません。生活雑排水については、合併浄化槽にて処理し、直接道路側溝に流入しないようにします。日照通風は極力支障がないようにします。境界部分については、土留めを設置し流出しないようにします。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも

該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。33番、34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号35番】

(農地担当) 続きまして35番、日羽の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) 東が道路、西が田、南が道路、北は田です。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この場所は、公共事業の代替事業となっております、詳細は大月委員より報告します。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます大月委員をお願いいたします。

(大月委員) 国の堤防事業で、現在の資材置き場を代替地として移設するという事です。地元も了解しています。用水は、既存の水路に流します。排水は、敷地東側に沈殿柵を設けて既存排水路に接続します。日照通風は資材置き場のため問題ありません。境界部分については、コンクリート擁壁を設置し土砂が流出しないようにします。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認めますが、この件については、面積が3,000平方メートル以上の転用案件なので、県への諮問会議へ付しましてその答申を受けまして許可ということにいたします。

【受付番号36番】

(農地担当) 続きまして36番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員) この農地につきましては、東が道路、西が畑、南が宅地、それから北が田というような

状況でございます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は田が残りますが、現況が畑なので用水は必要ありません。排水は、申請地の雨水は沈殿枳を設け側溝に接続します。生活雑排水は合併浄化槽に接続し、直接市道側溝に流入しないようにします。土砂は沈殿枳に流入するようにし、隣接地及び水路に直接流入しないようにします。日照・通風につきまして、日照・通風に支障が無いように留意します。土砂の流出等につきましては、コンクリートブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないよう留意します。総合判断としまして、隣接農地に影響は無いものと思われまます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、36番は許可されました。以上で議案第28条の審議はすべて終了いたしました。

【議案第29号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第29号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長) **【議案第29号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号7番】

(農地担当) この件について現地を確認していますので報告します。

(15番委員) 今回の案件は、今回用途廃止が出されている道路、用悪水路の東西の農地が転用を出されて許可をいただきました。用悪水路が残っていることで廃止しても問題ないと思います。また、道路は、地元の氏神様へ行くための道路ですが、代わりに北側に道を付け替える計画ですので、営農的にも問題ないと考えております。よろしくご審議お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それではこれらの道路、用悪水路を廃止しても周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第20号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第20号 報告書について朗読】

【報告第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第21号事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第21号 報告書について朗読】

【報告第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第22号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第22号 報告書について朗読】

【報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法事人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第23号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第23号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。合意解約及び適用外でございます。お目通しください。

(農地担当) 以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、35番案件については、県農業会議の諮問会議に付し、許可意見の答申を受けたものについては、速やかに許可証を交付します。開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が1件、5条関係が11件でございました。ただし、3条関係は1件条件を付すものとします。また、総社市所有公共用財産の用途廃止の件については、周辺営農上問題なしとしました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方、何かありませんか。

(15番委員) 1点ご報告です。私のエリアでヤミ小作の関係で問題が出ております。相続で変わっていく中で、流動化をやってなくて、相続されて代が変わって無断使用料を払え。と農事調停訴訟案件となっている問題があります。皆さん担当地区に帰られて、くれぐれもヤミ小作はやめたほうがいいよと流動化なり、3条なりを結んだほうが後々問題がなく行けるようになると思いますので、地元のほうに伝えてもらえたらと思います。以上です。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時53分